

でんきセット割利用規約

第1条(本規約の適用)

1 株式会社広域高速ネット二九六(以下「ケーブルネット296」といいます。)は、このでんきセット割利用規約(以下「本規約」といいます。)に基づき、でんきセット割(以下「本割引」といいます。)を提供します。

2 ケーブルネット296は、本規約を変更することがあります。この場合、本割引の提供に係る条件等は、変更後の本規約によるものとします。なお、本規約の変更は、変更後の本規約をケーブルネット296の指定するWEBサイトに掲載することにより行います。

3 本規約本文のほか、ケーブルネット296が定める本割引に関する諸規程(ケーブルネット296が別にWEBサイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。)は、本規約の一部を構成するものとします。

4 本規約本文と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。

第2条(本割引の概要)

1 本割引は、KDDI株式会社(以下「KDDI」といいます。)が提供するケーブルプラスでんき及び、本規約第4条で定める対象サービスを組み合わせて利用する場合に、本規約に定めるところにより、料金に応じた割引を行うケーブルネット296提供のサービスです。

第3条(申込み)

1 本割引の適用を希望する者(以下「申込者」といいます。)は、本規約を承諾の上、ケーブルネット296が別に定めるところによりケーブルネット296に申込みを行うものとします。

第4条(契約の成立)

1 ケーブルネット296は、前条の申込みが次の各号に定める条件のすべてを満たす場合、これを承諾するものとし、かかる承諾の日において、ケーブルネット296と申込者との間で本割引の適用を受けるための契約(以下「本件契約」といいます。)が成立するものとします。

(1) 申込者が、ケーブルプラスでんきに係る契約(以下「ケーブルプラスでんき契約」といいます。)を締結していること又はケーブルプラスでんき契約の申込みを行っていること(その申込みが承諾されない場合を除きます。)

(2) ケーブルネット296が指定する以下のサービス(以下「対象サービス」という。)を、

申込者が契約していること。

- ・デジタルミニおよびひかりエコノミーコースに相当するコース
- ・デジタルベーシックおよびひかりスタンダードコースに相当するコース
- ・デジタルプレミアムおよびひかりデラックスコースに相当するコース
- ・テレビオプションサービス
- ・インターネットサービス
- ・電話サービス

※ただし、当社が別に定めるサービスがある場合は、割引対象を追加することがあります。

(3) 前号で指定された対象サービスが、次の各号に定める条件の全てを満たしていること。

- ア. 本件契約の申込みの時点で、その対象サービスについて、現にサービスの提供を受けていること。
- イ. その対象サービスの契約者が、ケーブルプラスでんき申込者と同一であるか、申込者と同一の住所に居住するその家族（ケーブルネット296所定の基準を満たすものに限り）であること。
- ウ. 電気料金請求発生月に、対象サービスの料金の請求発生があること。
- エ. 対象サービスとセットで利用し、利用料金を月ごとにお支払いされていること。

2 前項の規定にかかわらず、ケーブルネット296は、業務遂行上支障があるとき又はその他ケーブルネット296が不相当と判断したときは、前条に基づく申込者の申込みを承諾しないものとします。

第5条（でんきセット割引）

1 ケーブルネット296は、前条に従って本件契約が成立した場合、その本件契約に係る申込者（以下「本件契約者」といいます。）の契約するケーブルプラスでんき及び対象サービスに係る請求料金（以下「本件請求料金」といいます。）に応じ、次項の定めに従って算出した金額（以下「割引額」といいます。）を、本件請求料金から割引ます。

2 ケーブルネット296は、KDDI提供のケーブルプラスでんき需給約款に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金に応じて、下記の額を割引ます。なお、該当算出に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。

本件対象額	割引率
5,000円（税込5,500円）未満	1%
5,000円（税込5,500円）以上8,000円（税込8,800円）未満	3%
8,000円（税込8,800円）以上	5%

第6条(対象サービスの変更)

- 1 本件契約者は、対象サービスの変更を希望する場合、ケーブルネット296が別に定める方法でケーブルネット296に申し出るものとします。
- 2 本件契約者は、前項の申し出において、第4条(2)に定める条件を満たす対象サービスを新たな対象サービスとして指定するものとします。

第7条(本件契約の終了)

- 1 本件契約者は、ケーブルネット296が別に定める方法でケーブルネット296に申し出ることにより、本件契約を解約することができるものとします。
- 2 前項に定める他、本件契約は、次の各号のいずれかに該当した場合、自動的に終了するものとします。
 - (1) 本件契約者に係るケーブルプラスでんき契約が終了したとき。
 - (2) 対象サービスに係る契約が終了したとき。
 - (3) 本件契約者に係るケーブルプラスでんき契約の名義変更等により、第4条第1項第3号イに定める条件を満たさなくなったとき。

第8条(権利義務の譲渡禁止)

- 1 本件契約者は、本件契約に係る権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第9条(顧客情報の取扱い)

- 1 ケーブルネット296は、本割引の提供に関して取得した申込者、本件契約者及び対象契約者回線の契約者に係る情報について、本割引の提供に必要な範囲で利用する他、ケーブルネット296が別に公開するプライバシーポリシーに従って取り扱います。

第10条(合意管轄)

- 1 本割引に係る紛争については、ケーブルネット296の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第11条(本割引に関する疑義等)

- 1 本規約の解釈や本割引の適用について疑義が生じ、又は本規約に定めがない事項が生じた場合は、ケーブルネット296が決定する内容に従って処理するものとし、申込者及び本件契約者

は予めこれを承諾するものとします。

附則

1. ケーブルネット296は特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
2. この本規約は2021年4月1日より施行します。